

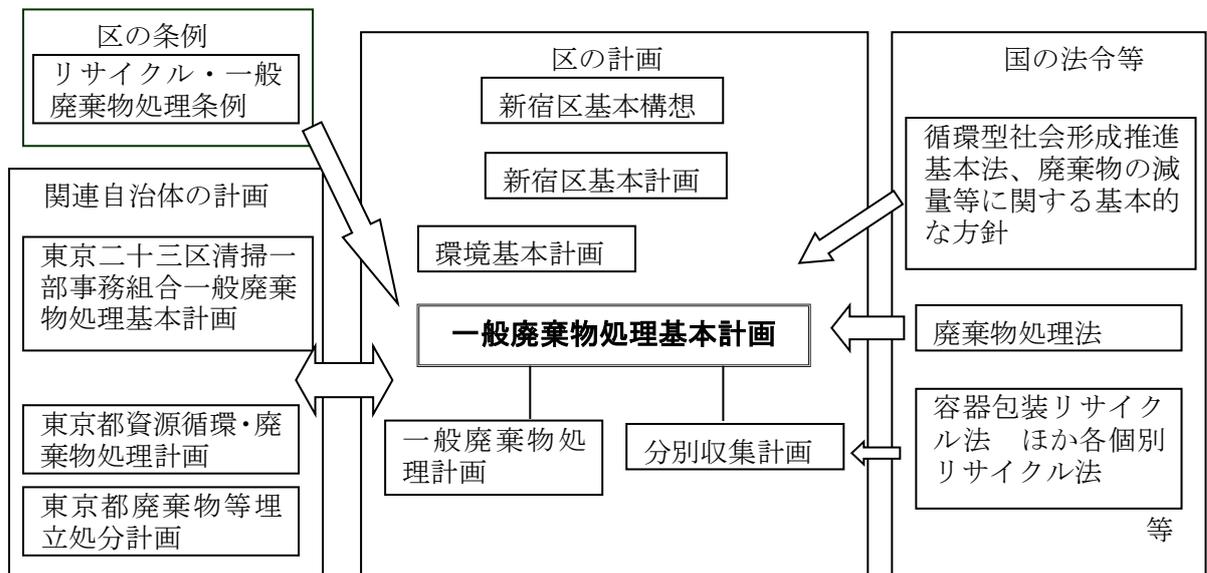
「新宿区一般廃棄物処理基本計画（平成 30 年度～39 年度）」策定について

1 新宿区一般廃棄物処理基本計画の概要

(1) 一般廃棄物処理基本計画において定める事項（区条例施行規則第 25 条）

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥ 区長、事業者及び区民の再利用の促進のための取り組みに関する事項
- ⑦ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(2) 一般廃棄物処理基本計画の根拠法令等と他の計画等との関係



2 現行計画の構成（平成 25 年度改訂版）

- 第 1 章 基本計画の主旨
- 第 2 章 ごみ処理及び資源回収の現状
- 第 3 章 施策の進捗状況と課題
- 第 4 章 これからのリサイクル清掃施策の取り組み
- 第 5 章 生活排水処理基本計画

現計画は、計画期間を平成 20 年度～29 年度としており、審議会は平成 18 年 7 月に「基本計画に盛り込むべき事項」について区長から諮問を受け、19 年 7 月に答申を提出した。

3 計画策定のスケジュール（案）

28 年 7 月	審議会	基本計画に盛り込むべき事項について諮問
8 月	審議会	現基本計画の進捗と課題の抽出
9 月		排出実態調査の実施
11 月	審議会	課題の整理
29 年 1 月		排出実態調査の結果
2 月	審議会	目標等の検討
4 月	審議会	答申(案)の検討
5 月	審議会	答申
9 月	審議会	計画(原案)検討
11 月		パブリックコメントの実施
12 月		パブリックコメントの意見公表
30 年 1 月	審議会	計画(修正案)検討
2 月		区長決定 議会（環境建設委員会）報告
3 月		印刷製本

1 一般廃棄物とは

(1) 廃棄物の定義

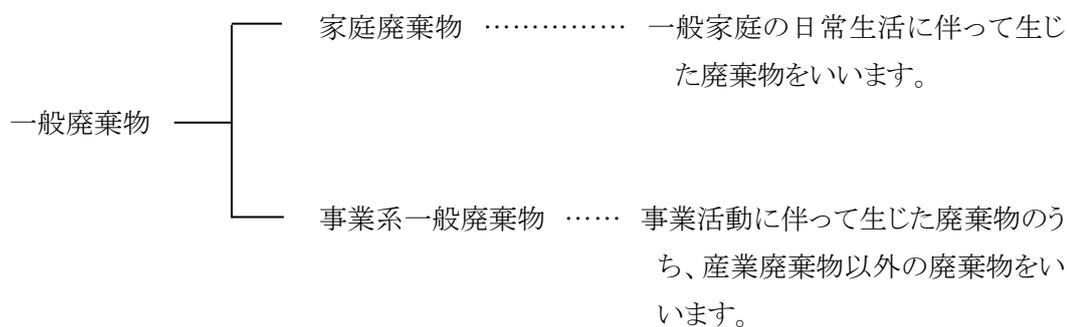
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。」と定義しています。(法第2条第1項)

ただし、不要物であっても、一般的に有償で取引されるようなものは廃棄物ではありません。

※ 廃棄物とは … 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではありません。

(2) 一般廃棄物の種類

法では、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に分け、区の条例では、一般廃棄物をさらに、「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けています。



産業廃棄物 …… 事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の6種類とその他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(以下「政令」という。)で定めるゴムくず、金属くず、ガラスくず等 14 種類の計 20 種類の廃棄物をいいます。
(次頁「産業廃棄物一覧表」参照)

特別管理廃棄物 …… 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。法では、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を規定しています。

産業廃棄物一覽表

(法第2条第4項、政令第2条)

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものを除く。)、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニール(PCB)が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニール(PCB)が染み込んだもの ④物品賃貸業に係るもの(リース後の木製家具・器具類) ⑤貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)
	15 繊維くず (天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの(羊毛くず等の天然繊維くず) ③PCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料とした動・植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなどを含む。
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

2 特別区における一般廃棄物処理のしくみ

